

○プレイパーク109整備活用検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 プレイパーク109の整備活用について、地域住民のニーズに応え、多目的な用途に活用することができる広場とするため、プレイパーク109整備活用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プレイパーク109の整備及び活用の検討に関すること。
- (2) その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員8名以内をもって構成する。

- 2 委員は、次に掲げるものの中から市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 土地区画整理組合役員
 - (2) 広場等活用事業経験者
 - (3) 公募による広場利用者
 - (4) 市職員
- 3 協議会には会長および副会長を置き、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は協議会の目的が達成する時までとする。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の合議により決するものとする。

(意見聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に、専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会長の職務等)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第7条 協議会は、会議、活動等の経過、結果等を市長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、都市整備部市街地整備課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って別に定める。

附 則 この要綱は、令和4年7月20日から施行する。